

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>1 大使館の範囲</p> <p>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）（以下「租特法」という。）第86条第1項≪外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る免税≫に規定する「大使館、公使館、領事館その他にこれらに準ずる機関」とは、大使館、公使館、総領事館、領事館（名誉（総）領事館を除く。）及び外国政府等代表部並びにこれらに類する外国政府等の機関で大使館、公使館、総領事館又は領事館に準ずるものとして日本国政府が認める機関（以下「大使館等」という。）をいい、同項の規定により消費税が免除される大使館等は、相互条件に基づき消費税を免除すべきものとして租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）（以下「租特法規則」という。）第36条の2第1項≪外国公館等であることの証明等≫に規定する証明書（以下「証明書」という。）を<u>外務省大臣官房儀典官（以下「外務省」という。）</u>が交付した大使館等に限られるのであるから留意する。</p> <p>2～6 （省 略）</p>	<p>1 大使館の範囲</p> <p>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）（以下「租特法」という。）第86条第1項≪外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る免税≫に規定する「大使館、公使館、領事館その他にこれらに準ずる機関」とは、大使館、公使館、総領事館、領事館（名誉（総）領事館を除く。）及び外国政府等代表部並びにこれらに類する外国政府等の機関で大使館、公使館、総領事館又は領事館に準ずるものとして日本国政府が認める機関（以下「大使館等」という。）をいい、同項の規定により消費税が免除される大使館等は、相互条件に基づき消費税を免除すべきものとして租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）（以下「租特法規則」という。）第36条の2第1項≪外国公館等であることの証明等≫に規定する証明書（以下「証明書」という。）を<u>外務大臣官房儀典官（以下「外務省」という。）</u>が交付した大使館等に限られるのであるから留意する。</p> <p>2～6 （同 左）</p>

改 正 後

改 正 前

(参 考)

(裏面)

外国公館等に対する消費税免除指定店舗  
申請書の記載要領

(参 考)

(裏面)

外国公館等に対する消費税免除指定店舗  
申請書の記載要領

1 提出すべき場合

この申請書は、租税特別措置法施行令第45条の4第1項《外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る免税方法等》の規定により外国公館等に対して消費税を免除して課税資産の譲渡等を行うため、国税庁長官の指定を受けようとする事業者が提出します。

なお、この申請書は、指定を受けようとする店舗別に作成し、外務省(外務省大臣官房儀典官室)に(又は税務署を通じて外務省に)提出してください。同省を通じて申請が行われます。

(注) 消費税法(昭和62年法律第108号)第9条第1項《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定により消費税の納税義務が免除される事業者は、当該申請をすることはできません。

1 提出すべき場合

この申請書は、租税特別措置法施行令第45条の4第1項《外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る免税方法等》の規定により外国公館等に対して消費税を免除して課税資産の譲渡等を行うため、国税庁長官の指定を受けようとする事業者が提出します。

なお、この申請書は、指定を受けようとする店舗別に作成し、外務省(外務省大臣官房儀典官室)に(又は税務署を通じて外務省に)提出してください。同省を通じて申請が行われます。

(注) 消費税法(昭和62年法律第108号)第9条第1項《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定により消費税の納税義務が免除される事業者は、当該申請をすることはできません。

2 記載要領

(1) 申請者の欄

① 「納税地」欄には、消費税の納税地を記載します。

○ 個人事業者の場合の原則…国内の住所又は居所

特例…所得税法第16条第1項又は第2項《納税地の特例》により居所地又は事業場等の所在地を納税地とする特例を受けている場合には、その居所地又は事業場等の所在地

○ 法人の場合の原則……その本店又は主たる事務所の所在地

特例…上記以外の事業所や事務所の所在地を所轄する税務署に法人税の申告をしている法人は、その事業所等の所在地

○ 納税地の指定を受けている場合には、その納税地

2 記載要領

(1) 申請者の欄

① 「納税地」欄には、消費税の納税地を記載します。

○ 個人事業者の場合の原則…国内の住所又は居所

特例…所得税法第16条第1項又は第2項《納税地の特例》により居所地又は事業場等の所在地を納税地とする特例を受けている場合には、その居所地又は事業場等の所在地

○ 法人の場合の原則……その本店又は主たる事務所の所在地

特例…上記以外の事業所や事務所の所在地を所轄する税務署に法人税の申告をしている法人は、その事業所等の所在地

○ 納税地の指定を受けている場合には、その納税地

改正後

- ② 「住所又は居所〔(法人の場合)本店又は主たる事務所の所在地〕欄には、個人事業者の場合にその住所又は居所を、法人の場合は登記上の本店又は主たる事務所の所在地を記載します。
- ③ 「名称(屋号)」欄には、法人の名称又は個人事業者の屋号を記載します。
- ④ 「氏名〔(法人の場合)代表者氏名〕」欄には、個人事業者の場合にはその氏名を、法人の場合には代表者の役職名(代表取締役、理事長等)及び氏名を記載します。
- (2) 指定を受けたい店舗(事業所)の欄
- ① 「業種名」欄には、次の区分に応じ、その指定を受けたい店舗(事業所)において営む事業の種類を記載します。
- イ 公共サービス…電気、ガス、電話、水道、下水道の区分
- ロ 物品サービス…航空運送、ハイヤー、運送、小売、広告、報道、新聞、出版、百貨店・スーパー、病院、ホテル・レストラン、不動産、ガソリンスタンド、自動車販売・整備、その他の区分
- ② 「名称」欄には、当該店舗等の名称を記載します。
- 「アルファベット表示」欄には、店舗等の名称の英文表示がある場合には当該英文を、英文表示がない場合にはローマ字での表示を記載します。
- ③ 「店舗等所在地」欄には、店舗等の所在地を記載します。
- ④ 「責任者役職名及び氏名」欄には、当該店舗における責任者の役職名(支店長、営業所長、店長等)及び氏名を記載します。
- ⑤ 「主たる取扱物品又は役務の内容」欄には、例えば、通信サービス、事務機器販売、自動車の販売、ガソリンスタンド、飲食の提供(レストラン)等外国公館等に対して行う販売物品の種類又は役務の内容を記載してください。
- ⑥ 「連絡先・担当者(所属課等)」欄には、この申請を行う上で連絡先・担当者がある場合には、その所属課等を含めて記載してください。

改正前

- ② 「住所又は居所〔(法人の場合)本店又は主たる事務所の所在地〕欄には、個人事業者の場合にその住所又は居所を、法人の場合は登記上の本店又は主たる事務所の所在地を記載します。
- ③ 「名称(屋号)」欄には、法人の名称又は個人事業者の屋号を記載します。
- ④ 「氏名〔(法人の場合)代表者氏名〕」欄には、個人事業者の場合にはその氏名を、法人の場合には代表者の役職名(代表取締役、理事長等)及び氏名を記載します。
- (2) 指定を受けたい店舗(事業所)の欄
- ① 「業種名」欄には、次の区分に応じ、その指定を受けたい店舗(事業所)において営む事業の種類を記載します。
- イ 公共サービス…電気、ガス、電話、水道、下水道の区分
- ロ 物品サービス…航空運送、ハイヤー、運送、小売、広告、報道、新聞、出版、百貨店・スーパー、病院、ホテル・レストラン、不動産、ガソリンスタンド、自動車販売・整備、その他の区分
- ② 「名称」欄には、当該店舗等の名称を記載します。
- 「アルファベット表示」欄には、店舗等の名称の英文表示がある場合には当該英文を、英文表示がない場合にはローマ字での表示を記載します。
- ③ 「店舗等所在地」欄には、店舗等の所在地を記載します。
- ④ 「責任者役職名及び氏名」欄には、当該店舗における責任者の役職名(支店長、営業所長、店長等)及び氏名を記載します。
- ⑤ 「主たる取扱物品又は役務の内容」欄には、例えば、通信サービス、事務機器販売、自動車の販売、ガソリンスタンド、飲食の提供(レストラン)等外国公館等に対して行う販売物品の種類又は役務の内容を記載してください。
- ⑥ 「連絡先・担当者(所属課等)」欄には、この申請を行う上で連絡先・担当者がある場合には、その所属課等を含めて記載してください。



改正後

別紙第3号様式

Certificate of Tax Exemption Purchase for Foreign Establishments 外国公館等用免税購入表
Gasoline to be Exempted from Consumption Tax 消費税免税揮発油

Date of Purchase 購入年月日	Year 年	Month 月	Day 日
Certificate Number 証明書番号			

Quantity 数 量	Total Price 総 額

Seller etc.  
販売業者等

Address 住 所
Name of Seller etc. 事業者名

Purchaser  
購 入 者

Name of Mission 公館名称
Name of Purchaser (in case of purchase by mission, the name officer in charge) 購入者氏名 Signature (署名)

(外務省大臣官房儀典官室発行)

注意1. 本購入表は、揮発油税法基本通達第91条に基づき登録車の燃料用に供する揮発油を、製造場から直接購入する場合の揮発油税の免税手続を採った外交官等及び外国公館等が製造場から揮発油を直接購入する場合に消費税を免除するために使用する。

2. 公館が購入する場合には、購入者氏名の欄に責任者氏名を記入する。

(本購入表は7年間保存)

改正前

別紙第3号様式

Certificate of Tax Exemption Purchase for Foreign Establishments 外国公館等用免税購入表
Gasoline to be Exempted from Consumption Tax 消費税免税揮発油

Date of Purchase 購入年月日	Year 年	Month 月	Day 日
Certificate Number 証明書番号			

Quantity 数 量	Total Price 総 額

Seller etc.  
販売業者等

Address 住 所
Name of Seller etc. 事業者名

Purchaser  
購 入 者

Name of Mission 公館名称
Name of Purchaser (in case of purchase by mission, the name officer in charge) 購入者氏名 Signature (署名)

(外務省大臣官房儀典官室発行)

注意1. 本購入表は、揮発油税法基本通達第91条に基づき登録車の燃料用に供する揮発油を、製造場から直接購入する場合の揮発油税の免税手続を採った外交官等及び外国公館等が製造場から揮発油を直接購入する場合に消費税を免除するために使用する。

2. 公館が購入する場合には、購入者氏名の欄に責任者氏名を記入する。

(本購入表は7年間保存)

改正後

別紙第4号様式

外交官等用揮発油購入証明書

Certificate of Purchase of Gasoline by Diplomats etc.

公館名 Name of Mission	
登録車種番号 Licence Plate Number	
この購入表で購入できる揮発油の数量 Quality Purchasable on the Coupons	
この購入表の有効期限 Term of Validity of Coupons	年 月 日
購入表の発行年月日 Date of Issuance	年 月 日
購入表の発行責任者 Issuing Official	外務省大臣官房儀典官 ㊟ Deputy Chief of Protocol, Ministry of Foreign Affairs
署名 Bearer's Signature	

別紙第5号様式

年月日まで有効

外交官等用揮発油購入表

Gasoline Purchase Coupon for Diplomats etc.

購入年月日 Date of Purchase	
※購入数量・税抜価格 Quantity, Tax-Free Price	円
登録車種番号 Licence Plate Number	
購入者署名 Purchaser's Signature	
※購入残数量 Remainder Purchasable	ℓ
※販売店名 Seller's Name	

※ 印欄は、指定小売店が記入します。

Sections marked ※ are to be entered by the designated retailer.

改正前

別紙第4号様式

外交官等用揮発油購入証明書

Certificate of Purchase of Gasoline by Diplomats etc.

公館名 Name of Mission	
登録車種番号 Licence Plate Number	
この購入表で購入できる揮発油の数量 Quality Purchasable on the Coupons	
この購入表の有効期限 Term of Validity of Coupons	年 月 日
購入表の発行年月日 Date of Issuance	年 月 日
購入表の発行責任者 Issuing Official	外務大臣官房儀典官 ㊟ Deputy Chief of Protocol, Ministry of Foreign Affairs
署名 Bearer's Signature	

別紙第5号様式

年月日まで有効

外交官等用揮発油購入表

Gasoline Purchase Coupon for Diplomats etc.

購入年月日 Date of Purchase	
※購入数量・税抜価格 Quantity, Tax-Free Price	円
登録車種番号 Licence Plate Number	
購入者署名 Purchaser's Signature	
※購入残数量 Remainder Purchasable	ℓ
※販売店名 Seller's Name	

※ 印欄は、指定小売店が記入します。

Sections marked ※ are to be entered by the designated retailer.

改正後

改正前

別紙第6号様式

証明番号	機消第 号		
外国公館等用消費税免除証明書 Certificate of Consumption Tax Exemption for Foreign Establishments			
販売業者	(住所・電話番号)		
	(氏名又は名称)		
年式・車種 Year & Make	型 式 Body Type	数 量 Quantity	税 抜 価 格 Tax-Free Price
上記の物品は _____ 公館/構成員の使用のため購入するものであることに相違がないことを証明します。 This is to certify that the above-mentioned motor vehicle/cycle is purchased for the office/personnel use of _____. (Name of Foreign Establishment) 年 月 日 Date			
外務省大臣官房儀典官 Deputy Chief of Protocol. 印 Ministry of Foreign Affairs.			

下記は購入者が購入時に記入  
To be entered by purchaser upon purchase

所屬公館名称 Name of Foreign Establishment	購入年月日 Date of Purchase
購入者氏名 Name of Purchaser (In the case of official vehicles, the name of authorized officer) (署名) Signatur	

(本証明書は7年間保存)

別紙第6号様式

証明番号	機消第 号		
外国公館等用消費税免除証明書 Certificate of Consumption Tax Exemption for Foreign Establishments			
販売業者	(住所・電話番号)		
	(氏名又は名称)		
年式・車種 Year & Make	型 式 Body Type	数 量 Quantity	税 抜 価 格 Tax-Free Price
上記の物品は _____ 公館/構成員の使用のため購入するものであることに相違がないことを証明します。 This is to certify that the above-mentioned motor vehicle/cycle is purchased for the office/personnel use of _____. (Name of Foreign Establishment) 年 月 日 Date			
外務大臣官房儀典官 Deputy Chief of Protocol. 印 Ministry of Foreign Affairs.			

下記は購入者が購入時に記入  
To be entered by purchaser upon purchase

所屬公館名称 Name of Foreign Establishment	購入年月日 Date of Purchase
購入者氏名 Name of Purchaser (In the case of official vehicles, the name of authorized officer) (署名) Signatur	

(本証明書は7年間保存)

改 正 後

別紙第9号様式

(1) 物品・サービスすべて免税のケース

(表)

免 税 カ ー ド (※法1) 第 ー ー 号  
 年 間 有 効 年 月 日 まで

○物品  
 (公 館 名) ○サービス  
 (官 職 名)  
 (氏 名)

写 真

年 月 日 外務省発行 省印

※注1 外交官、領事官、事務技術職員、国際期間職員、大使館、総領事館、領事館、国際機関事務局の区別を記入する。

※注2 規格等 材質：プラスチック、色：浅黄色

(裏)

(備考)  
 ○揮発油、四輪自動車、二輪自動車(原動機付自転車を含む。)、電気、ガス、電話、水道を除く。  
 ○帰国の際には本カードを必ず返却のこと。  
 ○本カードを拾得した方は外務省大臣官房機典官室  
 ( )  
 (東京都千代田区霞が関2-2-1)へ送付願います。

(追記欄)

所持人署名 SignatureE of the bearer	
--------------------------------------	--

改 正 前

別紙第9号様式

(1) 物品・サービスすべて免税のケース

(表)

免 税 カ ー ド (※法1) 第 ー ー 号  
 年 間 有 効 年 月 日 まで

○物品  
 (公 館 名) ○サービス  
 (官 職 名)  
 (氏 名)

写 真

年 月 日 外務省発行 省印

※注1 外交官、領事官、事務技術職員、国際期間職員、大使館、総領事館、領事館、国際機関事務局の区別を記入する。

※注2 規格等 材質：プラスチック、色：浅黄色

(裏)

(備考)  
 ○揮発油、四輪自動車、二輪自動車(原動機付自転車を含む。)、電気、ガス、電話、水道を除く。  
 ○帰国の際には本カードを必ず返却のこと。  
 ○本カードを拾得した方は外務大臣官房機典官室  
 ( )  
 (東京都千代田区霞が関2-2-1)へ送付願います。

(追記欄)

所持人署名 SignatureE of the bearer	
--------------------------------------	--